

## 会 議 録

会議名 (付属機関等名)		第1回川西市立学校校区審議会	
事務局(担当課)		教育振興部学校教育室学務課	
開催日時		平成23年11月15日(火) 午後5時15分~	
開催場所		市役所4階 庁議室	
出席者	委員	末澤誠之、山内乾史、上西淳一、小谷和代、豊泉浩孝、田中利彦、戸根庄司、安田未廣、中井成郷、真鍋由香里	
	その他		
	事務局	益満教育長、牛尾教育振興部長、中塚総務調整室長、石田学校教育室長、尾辻学務課長、稲野学務課長補佐、廣田学務課主査、尾屋学務課主任	
傍聴の可否	可	傍聴者数	2人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	議事 (1) 委嘱状交付 (2) 川西市立学校の現況について (3) その他		
会議結果	審議経過のとおり		

## 審 議 経 過

事務局

それでは時間となりましたので、第1回川西市立学校校区審議会を開会いたします。  
今回、新たに委員としてご就任いただきました、最初の審議会ということで、委嘱状を  
交付させていただきます。

～教育長より各委員へ委嘱状の交付～

ありがとうございました。それでは、あらためてご紹介させていただきます。お手元の  
委員名簿をご覧ください。

学識経験者の選任区分から、末澤様、山内様、米川様。

学校長等の選任区分から、上西様、小谷様、豊泉様。

地域の代表の選任区分から、田中様、戸根様、安田様。

保護者の代表の選任区分から、田中様、中井様、真鍋様。

続きまして事務局です。益満教育長、牛尾教育振興部長、中塚総務調整室長、石田学校教育  
室長、尾辻学務課長、稲野学務課長補佐、廣田学務課主査、尾屋学務課主任でございま  
す。よろしく願いいたします。

それではここで教育長より一言ご挨拶申し上げます。

教育長

本日は何かとお忙しい中、校区審議会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます  
ます。また、平素より本市教育行政に多大なるご支援、ご理解を賜り、この場をお借りし  
まして、厚く御礼申し上げます。皆様におかれましては、審議会委員をお引き受けいた  
だきまして本当にありがとうございます。

今年も11月の半ばを過ぎまして、あと1か月余りで今年も終わります。今年1年を振  
り返ってみますと、自然災害が大変多かった年でありました。東日本大震災で被災された  
方々は、大変なご苦労をされています。また亡くなられた方もいらっしゃいます。そうい  
った中で、教育行政に携わる者としましては、少し今まで我々が忘れかけていたと言いま  
すか、日本人の伝統的な精神、忍耐強さ、正直さ、そういったところを改めて感じさせて  
いただきました。また、地域の絆や家族の絆、そういったものの重要性が再認識されたと  
ころではないかと思えます。

我々もこれから学校を核にいたしまして、地域、家庭との連携を評価していく必要があ  
らうかと思いますが、数年前に文部科学省が実施したアンケートによりますと、家庭によ  
る教育力が低下したと答えられている方が80パーセント、また地域力が低下していると  
答えられた方が過半数を占めているということで、そこをどうするかということが大きな  
課題となっています。そういった中で、文部科学省が新たに学校支援地域本部、放課後の  
取り組み、あるいはコミュニティスクール等々の取り組みを行っております。また、今年  
の4月からは小学校で学習指導要領が完全実施されました。来年4月からは中学校でも完  
全実施されるということで、色々な取り組みが行われております。そういった取り組みと  
合わせまして、川西の自治体として、教育行政としてどう取り組むかということが、あら  
ためて今問われているのではないかと思います。

川西は昭和29年に市制を施行いたしました。人口は33,741人でスタートしまし  
たが、昭和40年代に人口急増という過程を経まして、その時に小学校、中学校の建設に  
追われ、幼稚園は私立幼稚園を誘致するといった中で、都市基盤整備が随分と遅れてきた

のも事実でございます。また、現在ではそういった学校建設に伴った部分の耐震化工事で、現場に随分とご苦労をおかけしているところでございます。それと併せまして、やはり一つの課題といたしますのが、40年代からかなりの年数を経た中での校区のあり方、また大規模校と小規模校の利点と課題、そういった議論はこれから避けて通れないのではないかと思います。後程、担当からそういった現状の説明はさせていただきますが、学校の校区のあり方、中・長期、将来を見据えたあり方と、それと近々の課題についてどうするかという議論が必要ではないかと考えております。

幼稚園につきましては、幼児教育問題審議会で答申いただきまして、来年4月から1園統廃合することになっております。併せて3歳児保育も実施しますが、今回は小学校、中学校の校区のあり方を改めて議論していただきたいと思います。歴史的な経緯、地理的な要素、あるいはコミュニティとの関係、そういった諸々の課題も出てくるのではないかと考えております。皆様の忌憚のないご意見をいただきたいと思います。

本日はよろしくお願いたします。

事務局

それでは資料のご説明をいたします。本日は、川西市の学校の現況についてということで、資料を6点ご用意いたしました。

資料1をご覧ください。前審議会より平成23年6月28日付で提案をいただいております。読み上げさせていただきます。

～資料1読み上げ～

今後、この文書の内容を基本的な考え方として、ご審議いただくことになるのではないかと思います。

次に、資料2をご覧ください。上段は川西市立小学校の、下段は川西市立中学校の児童生徒数の推移を表したグラフです。

小学校では昭和55年に児童数がピークを迎えていまして、昭和45年以降、開発が進んだことにより、10年間で2倍以上の児童数になっています。その後、児童数は減少しております。平成14年度以降再び増加していますが、これは児童が多かった昭和55年前後の児童が、現在、親世代となっているためだと考えられます。

中学校では少し時期がずれてまして、昭和60年度にピークを迎えております。全体の傾向としては、小学校と同様だと考えられます。

続きまして、資料3です。平成23年度川西市公立学校・園一覧として、学校園名、所在地、創立年月日、平成23年5月1日現在の学級数、児童生徒園児数をまとめたものです。

小学校は16校、336学級、9015人、中学校は7校、131学級、4217人で、いずれも特別支援にかかる学級数、人数を含んでおります。川西養護学校の小学部及び中学部については、複式学級を採用しております。幼稚園は、4歳児と5歳児の2年保育で運営しており、10園、30学級、610人となっております。上から3行目のふたば幼稚園につきましては、来年度より加茂幼稚園と統合いたします。また、加茂幼稚園におきましては、3歳児保育を実施する予定です。

次に、資料4です。これは、各学校がいつ創立したかといったことを横軸であらわしています。川西、多田、東谷地域から始まり、各地域の開発に伴い順次学校が創立されていきます。川西市の学校の変遷を大きく見ていただけるのではないかと思います。

事務局

次に資料5をご覧ください。こちらは平成23年2月21日に開催した校区審議会で、資料として提供したものです。校区についての課題を状況別、学校区別に整理したものです。1番目に学校規模や将来推計の観点から、8校課題のある校区の学校を抽出しております。2番目として校区外就学の申請状況や個別の要望といった観点から抽出しております。校区外就学希望制度について簡単にご説明いたしますと、小学校・中学校の新入学時に限り、居住地の校区と隣接する校区の学校へ就学することができる制度となっており、校区の学校から出る人数と、受け入れる学校の人数の両方に制限を設けております。本制度は平成16年度に実施しており、平成17年度の入学者から運用を行っております。表の上段に「矢間2丁目5番48号から61号について要望がある。」とありますが、これまでに複数回、要望書が提出されており、直近では11月8日に要望書の提出がありました。本要望につきましては、教育委員会事務局としても早急に解決すべき課題であると考えております。3番目には上記2点以外の観点をあげております。

その下に過去の校区審議会で答申された、「学校区のあり方」についてを記載しておりますので、参考としていただければと思います。

最後に資料6です。表題にもありますように、文部科学省のホームページより抜粋したものです。これは、就学事務の基本となる事柄について抜粋したものですので、今後ご審議いただく上で、共通の理解をする為の資料となるのではないかと思います。今回資料として配布させていただきました。

内容ですが、1ページから2ページ頭にわたりまして、文部科学省企画課長の通知文書が記載されています。「就学校の指定」や「学校選択制」についての文部科学省の考え方が記されております。タイトルに「新たな学校選択制への取組みに向けて」とありますが、本市教育委員会事務局として学校選択制を推進する意図があつてのことではございません。原文のまま表示させていただきました。

2ページから4ページ頭にかけては、用語解説として、「就学校の指定」「通学区域」「学校選択制」「就学校の変更及び区域外就学」「就学指導委員会」といった、就学事務の基本用語の解説が記載されております。

その下には、入学時の就学事務の主な流れという図があります。お子さんが就学年齢に達した場合に、どのように事務が進むのかといいますと、最初に、あらかじめ就学校の変更の要件及び手続きを定めて公表することになっています。例えば川西市が市域内に2校以上の学校を設けている場合は、どこの学校へ行くのか教育委員会が指定するのですが、その学校を変更するための要件や手続きを定めて公示しておきなさいということです。

次に就学校の指定という事務になります。お子さんがどこの学校へ就学するのか、教育委員会事務局から通知を出します。川西の場合は、小学校が16校、中学校が7校ありますので、校区という形で住所地により学校を決めております。この区分けは歴史的経過があつて線引きされていますので、現在それがうまくいっているかということ、一部具合の悪い場所も出てきています。また、この通知には、場合によって就学校の変更ができることを明示しなさいとなっています。これは学校教育法施行規則第32条第2項で規定されています。

市の指定した学校をどうしても変更してほしいと保護者が思った場合、就学校の変更の申し立てができることになっております。ただし、ルールもなくすべてを認めると、教室

や先生が足りない等、色々な問題が発生しますので、必要に応じて変更を認める、あるいは認めないという判断をしております。その後、入学という流れになります。

次の5ページに関係する参照条文をつけております。これらの根拠に基づいて就学校を指定するわけですが、今回の校区審議会で議論していただく校区というのは、参照条文でいうところの学校教育法施行令第5条第2項「小学校または中学校が2校以上ある場合においては、前項の通知において就学すべき小学校または中学校を指定しなければならない。」という、学校を指定するためのものになります。その校区の個別の線引きもさることながら、そもそもあるべき姿として検討していただくことになると思います。

就学校の変更についてですが、第8条をご覧ください。下線部分で「相当と認めるときは、保護者の申し立てにより、その指定した小学校または中学校を変更することができる。」とあります。この相当と認めるとというのが、例えば新しく団地開発をして目の前に学校があるといったときに、明らかに遠回りをして最初に線引きした学校へ行くのがよいのか、それとも目の前の学校に行くのがよいのか、こういった実態とのすり合わせのためにできた条文です。ですので、ここを考えていただくということになると、前回のご提案の「第一に教育の平等性、次に通学上の安全・距離」というようなことが参考になるかもしれません。資料の説明は以上です。

続きまして、前に掲示しています地図についてご説明いたします。お手元資料の3、4、5あたりを参考に見ていただければと思います。

向かって左側が小学校区の図です。一番下が久代小学校、それから加茂小学校と川西小学校、その上に桜が丘小学校がありまして、桜が丘小学校区の境界線というのが川西北小学校区と隣接しています。学校が境界近くにありますが、目の前に学校があるのだけでも、遠くの学校へ行かなければならないという実態があります。同じような状況として、緑台小学校区と陽明小学校区の間、飛び地のような感じで多田小学校区の一部がありますが、行政区域ができたときの地名が残ってしまっていて、家は建っていないので、今は特に問題としてあがっていませんが、距離的には緑台小学校、もしくは陽明小学校が近くなります。

中学校に関しては、似たような状況が緑台中学校であります。緑台中学校はグリーンハイツという団地にある中学校で、この団地は、南部から北部に向かって開発が進みました。ですから、当初は学校周辺は開発されておらず、住居も学校もありませんでしたので、はじめの方に開発された地域の方は、多田中学校へ通うことになり、その後開発が進み、緑台中学校ができたため、後の方に開発された地域の方は、緑台中学校へとりました。

そういった経緯で一つの小学校から二つの中学校に分かれて進学するという状況になっております。このことについて、団地という区切りで考えたほうが妥当ではないかというご意見があったので、前回の提案の中にそういったことが含まれております。

資料5の1ページ、下のほうに矢間地区の記述があります。これが、明峰地区と多田地区の境にあります。明峰小学校というのは団地開発に伴ってできた学校です。この明峰小学校は川西北小学校区と多田小学校区にまたがって開発されました。当該地域は、団地開発が終わった後にミニ開発された場所で、校区の多田小学校ではなく明峰小学校に行くほうが、街路や区画がより整備されていて、通学上安全だろうという理由から要望書を出さ

	<p>れています。</p> <p>あとは、東谷地区です。小学校、中学校とも地図の一番上部、面積が一番大きい部分です。小学校は歴史の古い東谷小学校があるんですが、その中に一部、美山台、丸山台地域に北陵小学校があります。また面積が非常に広がっていますが、現在休校中の黒川小学校区域が含まれているのも、理由の一つです。その地域の子どもは東谷小学校、東谷中学校へ就学しています。</p> <p>それぞれの学校の規模、キャパシティを考えたときに、この区分けでいいのかということも含めて、それぞれの校区を検討する必要があるかもしれません。</p>
事務局	<p>本格的な議論は、次回諮問を行ってからということになるかと思います。これまでの説明について、何かご質問や不明な点等がありましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>初めてのことで、どう申し上げればいいのか戸惑っていますが、校区外制度についてももう少し詳しく教えていただければと思います。</p>
委員	<p>正式に諮問が出されれば、その時にいろいろな議論をしたいと考えていますが、資料として町名ごとにどれくらい人口がいるのか、大変かもしれませんが、それくらいまで出してもらえれば、今後審議するにあたって参考になるのではないかなと思います。</p>
委員	<p>当該地区における歴史的背景を紹介したものがあれば、ありがたいなと思います。どう開発をしていったってどうなったのかということがわかれば、議論の参考になるのではと思います。</p>
委員	<p>今後の子ども達の人数を知りたいですね。</p>
委員	<p>見直しについての資料がありますが、標準学級数というのがどれくらいなのか、また実際にどこがどれくらいオーバーしているのか、していないのかがあればわかりやすいし、その場合に一定の枠を超えているけどそこに行きたい希望者がいらっしゃる、そこら辺の調整をどうするのが一番大きな問題かなと思います。そこら辺をわかりやすく整理してもらえれば、余計な議論もいらないし、そこをきっちり考えればどうかなと思います。</p>
委員	<p>先ほどのご説明にもありましたが、一つの小学校から複数の中学校へ進学する地区があるようですが、小学校区の区割りと中学校区の区割りが連動して行われるなかで、敢えて一つの小学校から複数の中学校へ進学する地区があるというのは、何か歴史的な経緯というか、どういった理由があるのか教えていただければと思います。</p>
委員	<p>中学校区は大規模校と小規模校に二分化されている状況がありますよね。</p> <p>また、どの学校園も耐震化の補強工事がスタートします。グラウンドが使えない、体育館が使えない、中学生になったら部活動もありますから、そういう部分で心配しております。</p>
委員	<p>しっかりと動向を把握したうえで、十分議論する必要があるなと思いました。</p>
委員	<p>小学校で以前に統廃合がありましたが、その時の地域住民に対しての説明や、その時に起こった諸問題、そういったことがわかればありがたいなと思います。</p>
事務局	<p>ご要望のあった資料で、ご用意できるものにつきましては、次回以降、ご提供させていただきます。ご質問いただいた中で、今お答え出来るものについて、ご説明いたします。</p> <p>校区外就学希望制度について、先程簡単にご説明しましたが、もう少し詳しくご説明いたします。この制度については、新入学のときだけ適用され、出る側と入る側の両方に制限を設けています。具体的には、本来の校区から出る方には、その校区にいる子どもの人</p>

数、新入学予定者の5パーセントを上限としています。これがいわゆる5パーセント限度枠と言っているものです。例えば、ある学校に100人の入学予定者がいれば、その5パーセント、5人までであれば、隣接する学校に行けますよという形になっています。

なぜ5パーセントの制限を設けたかと言いますと、答申に至る議論の中で、無制限に流出を認めると、本来の学校の運営が危うくなる、立ち行かなくなるといったことが危惧されたためです。割合についてですが、まず本来の学校から流出する人数が、最大で10パーセントまでであれば、学校をなんとか維持できるのではないかと話になりました。制度には兄弟優先というものがありまして、希望先の学校に兄弟が本制度で就学していれば、優先して出ることができるという取り扱いになっています。これが、最大で新規に出られる方と同じくらい的人数はあるのではないかと推測しまして、10パーセントの半分の5パーセントを新規で出られる上限にしようとなったわけです。

受け入れの制限につきましては、5パーセントということではなく、学校の規模や推計による新一年生の学級数などを勘案し、設定しております。出る方、受け入れる方ともに、人数の上限を超えた場合は、抽選を実施し、抽選で外れた方については、補欠扱いとして、当選された方が辞退された場合は繰り上げ当選を行っております。ほぼ毎年、抽選を行った学校がありまして、年によって違いますが、1校から多い時で4校ほどです。今年については、川西北小学校と多田中学校の2校で5パーセント限度枠に係る抽選を11月19日に実施する予定です。

本制度については、5年ごとに見直しの検証を行うこととしており、これまでに2回検証を行っております。1回目は特別に2年経過後に、2回目は5年経過後に検証を行っております。5年経過後の検証のときには、「いくつかの学校で人数を超えて抽選になっているものの、全体として見ればある程度範囲内に収まっているため、当面はこのまま運用し、今後の状況を見守ることとする。」という報告をいただいております。その後、色々な状況により、やはり見直す必要があるのではないかという意見が出されまして、審議会でも議論をしていただいた経過がございます。

事務局

制度についての補足説明をいたします。資料6の2ページをご覧ください。用語解説の3番に学校選択制の解説がございます。川西市では先ほど申し上げました通り5パーセントの上限をつけて隣接校へ行けるという制度にしておりますが、全国的にはこういった種類があるかということがこの表に記載されています。

まず一つ目は関東圏で流行りました自由選択制です。市内どこの学校へ行ってもよいという制度で、市町村が指定すれば制度として有効であります。次にブロック選択制です。市域をいくつかのブロックに分けてブロックの範囲内で自由に選択できるというやり方です。三つ目は隣接区域選択制です。川西市はこの制度に人数の制限を付けているという形です。それから特認校制というやり方です。原則は通学区域を残したままですが、例えばある一つの学校だけを特別に指定して、市内どこからでも就学してよいということを実践されているところがあります。最後に特定地域選択制ということで、先程の特認校のケースと少し似ていますが、こちらは逆に地域を指定して、その地域に住んでいる方は市内のどこの学校へ行ってもよいというやり方です。

いずれの制度もそれぞれに一長一短、良いところと悪いところがあります。学校選択制の問題点として例をあげますと、地域の行事、コミュニティでのお祭りや町内の清掃とい

った色々な活動をするときに子どもが集まらない。学校と地域が分かれるので地域の活動にはあまり参加しないといったことがあるということで、あまり良くないのではということも言われています。

事務局

委員の皆様からご質問等をいただきまして、十分なお答えができておりませんが、それぞれのご質問で関連する内容もございますので、事務局で整理してまたご回答したいと思います。また、先程の説明にもありましたが、校区の考え方についても色々な考え方があろうかと思えます。自由校区という考え方もありますが、我々としては、地域の子ども達は地域で育てたいという考えであります。例えば中学校区を一つの故郷づくりというような考えで、中学校で子ども達の故郷を育むということも考えております。また、小学校区というのは地域の主権を活かすという部分があります。学校区というのは歩いて行ける範囲であって顔が見える範囲であり、地域の協力が得やすい、また子ども達が故郷に愛着を持つ、さらに安全安心にも繋がるというような形で取り組んでおります。そういったことも、今後、様々な角度からご議論いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局

他にご意見等がございましたら、次に進みたいと思いますが、いかがでしょうか。  
～意見なし～

それでは、「その他」ということで、次回についてですが、来年の1月か2月頃に開催を予定しております。後日、日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。また、委員の皆様の任期が2年間ということで、平成25年6月30日までとなっております。それも踏まえまして、今年度は後1回開催を予定しております。来年度については、概ね4回程度の開催を考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれもちまして閉会とさせていただきます。ありがとうございました。